

令和 7 (2025) 年度市町 D X 推進アドバイザー業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和 7 (2025) 年度市町 D X 推進アドバイザー業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和 7 (2025) 年度市町 D X 推進アドバイザー業務

2 業務の目的

国では「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を令和 4 (2022) 年 12 月に策定、令和 5 (2023) 年 12 月に改訂し、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決等の取組を加速させている。

このような中、甲は、令和 6 (2024) 年 4 月に「栃木県デジタル社会形成推進条例」を施行しデジタル社会の形成に向け、各種デジタルを活用した地域課題の解決に向けて様々な施策を行っている。

ついては、県内各地域においてデジタル活用による課題解決を促進するため、D X 推進への幅広い知見やノウハウを持つ専門事業者の協力を得て、市町の D X 推進を支援することを本業務の目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 (2026) 年 3 月 13 日(金)まで

4 業務内容

- ・乙は、(1) A に掲げる対象市町に対し各市町の課題等を正確に把握するため、初回にヒアリングを実施するほか、ヒアリング内容・結果を甲に報告するものとする。

なお、ヒアリングは市町訪問による実施を原則とするが、2 回目以降の支援の実施方法は、乙と市町が協議の上、決定するものとする。

- ・支援内容については、次の(2)～(5)に基づき、各市町の状況、課題やニーズを踏まえ、甲乙市町が協議の上決定するものとし、市町が D X を推進するための助言等（課題の解決に資するものか、住民目線となったものか等を踏まえた助言等）の支援を行うものとする。ただし、課題の整理が不十分と判断される市町に対しては、これを明確化するための支援を先に行うことを原則とする。

＊各市町が要望する支援内容については、別添「支援要望一覧」にて詳細を確認すること

- ・当該業務を通じ、市町が D X 推進の取組を自走できるよう支援する。

なお、支援に当たっては、市町の規模や実情を鑑みて実施するものとする。

- ・乙は、上記のほか、D X 推進に向け、(1) B に掲げる対象市町から本業務に係る追加の活用希望があった場合には、支援内容等について甲乙市町が協議の上対応するものとする。
- ・全市町の合計で 320 時間以上の支援を実施するものとする（支援時間が 1 時間未満であった場合：1 時間、1 時間以上である場合：30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げ）。

〔別紙１〕

なお、各支援に向け、資料作成等の準備に要した時間については、上記支援時間には含めないものとする。

＊業務完了報告書兼実績報告書の納入期限までに支援時間が 320 時間に満たない場合は、契約額を減額することがある。

- ・支援完了後には、市町の今後のＤＸ推進に係る取組検討に資することを目的に、本業務における支援内容を全市町に共有する資料作成と共有会を開催するものとする。

なお、当該資料作成と共有会開催に要する時間については、上記支援時間には含めないものとする。

(1) 対象市町

A 本業務の活用希望があった市町

栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町

B 本業務の追加活用が見込まれる市町

宇都宮市、足利市、日光市、那須塩原市、那珂川町

(2) 課題の現状分析、明確化に係る助言

- ・各市町に対し、ＤＸ推進に係る現状や課題、業務内容等についてヒアリングを行うこと。
- ・市町が行う現状分析、実務の課題整理や明確化に際し、助言を行うこと。

(3) ＤＸ推進体制構築に係る助言

- ・市町が検討するＤＸ推進のための体制構築について、目的達成に向けた効果的な体制や手法等について助言を行うこと。
- ・市町が検討するＤＸ推進のための計画策定や改定について、国の方針等も考慮した助言を行うこと。
- ・先進的な事例も踏まえ、市町の重点的な取組分野の検討に資する助言を行うこと。

(4) ＤＸを推進するための市町の各種取組に係る助言

- ・業務効率化に向け、各種ＩＣＴツール（ＲＰＡ、ＡＩ（生成ＡＩ含む）、ノーコードツール等）が効果的に作用する行政分野での運用方法、ガイドラインや業務フロー作成等について、助言を行うこと。
- ・住民手続のオンライン化に向け、対象業務の選定や利用率向上等に資する助言を行うこと。
- ・ＢＰＲ推進に向け、効果的な行政分野や手法、実施効果の計測方法（可視化）等について、助言を行うこと。
- ・効果的・効率的な情報発信のためのデジタル活用（ＳＮＳ等）について、助言を行うこと。
- ・ＤＸの推進に向けた三層分離に係るネットワーク構築や構成、これに付随する情報セキュリティの改定や実施手順書の作成の検討等について、助言を行うこと。
- ・他自治体のＤＸ推進に係る取組やシステム等について情報収集し、市町の施策検討等に資す

〔別紙 1〕

る情報提供を行うこと。また、必要に応じて当該市町での実装等について、助言を行うこと。

(5) D Xを推進するための人材育成・活用に係る助言等

- ・市町が検討するD Xを推進する上で必要な人材の育成計画、職員の意識変革やデジタル技術の習得に係る研修等の計画について助言を行うこと。
- ・市町のD X推進に当たり、必要な外部人材のスキルの明確化、活用方法について助言を行うこと。
- ・D Xの推進に向け、市町職員に対し、市町の希望に沿った研修やワーキンググループへの対応を実施すること(研修・ワーキンググループ対応は、支援時間 320 時間に含む。)

＊ 現時点で研修を希望する市町数は、14 市町。

＊ 市町が開催を望む主な研修内容は、以下のとおり。

- ・D X推進に向けた意識変革・機運醸成
- ・各種 I C T ツール（生成 A I、R P A など）に係る知識や実務での活用に向けた実践演習
- ・B P R 推進に係る知識や機運醸成、現業務における課題整理や推進・改善手法の習得
- ・デジタルを活用した情報発信（S N S 等）に係る知識や手法習得
- ・セキュリティ実施手順書作成に向けた機運醸成や手法習得
- ・セキュリティ対策に係る知識の習得

＊生成 A I、R P A、B P R に係る研修については、市町が導入済または導入検討しているツールに即した内容で実施することが望ましい。（日本マイクロソフト(株)「Azure OpenAI Service」、オープン(株)「BizRobo!」、(株)TKC「かんたん窓口システム」「スマート申請システム」、(株)ガバメイツ「Govmates Pit」等）

＊内容及び実施回数（時間）は、4 業務内容のヒアリングを踏まえ、市町と協議の上決定すること。

5 留意事項

- ・甲が市町支援の状況を把握できるよう、乙は、市町への助言内容等を、甲に報告するものとする。
- ・甲と乙は、I C T ツールを活用し、適切に情報共有を図るものとする。
- ・訪問に係る旅費やオンライン会議に必要な機材に係る費用は、全て委託費用に含まれるものとする。

6 成果品

以下の成果品を電子データにより納入すること。

- ・業務完了報告書兼実績報告書（納入期限：令和 8 (2026) 年 3 月 13 日（金））

7 納入場所及び検査

(1) 納入場所は、栃木県総合政策部デジタル戦略課とする。

(2) 乙は、委託業務完了後、成果品を甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。

〔別紙１〕

- (3) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

8 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、委託業務の円滑な実施のために定期的に甲と連絡調整を行うこと。
- (2) 乙は、市町の相談に的確に対応するため、本業務と同様の業務経験を有するとともに、市町の相談分野に応じたアドバイザーを複数確保し、適宜対応できる体制を整備すること。
- (3) 乙は、本業務の実施に当たり、栃木県会計規則、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (4) 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (5) 乙は、本業務の実施に当たり、甲の信用を損なう行為や不名誉となるような行為をしないこと。また、業務上知り得た情報を漏らさないこと（委託契約期間終了後も同様とする）。
- (6) 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、再履行の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。
- (7) 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。その場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承認を得ること。
- (8) 再委託範囲は乙が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は乙の責任において解決すること。
- (9) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、原則、甲に帰属する。成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。
- なお、これらの手続を怠ったことにより、著作権との権利を侵害した場合は、乙は、その一切の責任を負うこと。
- (10) 本業務遂行中に乙が甲若しくは第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を書面により報告し、全て乙の責任において処理解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。
- (11) 本業務の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められていない事項等に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と乙との協議の上決定するものとする。